

# 町府民税の申告時期です 一税の申告は正しくお早めにー

今年も町府民税の申告をしていただく時期になりました。期間は2月14日(月)から3月15日(火)までです。皆さまから納めていただく町税は、町にとって最も大きな財源であり、公共施設の整備、ごみの処理、教育や福祉の充実など身近な生活を支えています。

町税はまちづくりの原動力です。皆さまのご理解ご協力をお願いします。

## ●申告が必要な人…令和4年1月1日現在、本町に住所のある人で、次のいずれかに該当する方

- ①商業、工業、農業、医業などの事業を営んでいる方 ②家賃、地代、利子、配当などの所得のある方
- ③大工、左官、パート、アルバイトなどで日々雇用の方 ④生命保険や商品販売などの外交員で報酬のある方
- ⑤給与以外に所得がある方および二カ所以上から給与を受けている方 ⑥令和3年中に退職した方
- ⑦恩給や年金を受けている方 ⑧雑損控除や医療費控除を受けようとする方
- ⑨生命保険などの満期・解約の払い戻しを受けた方 ⑩勤務先から給与支払報告書の提出がない方
- ⑪所得のなかつた人で、他の所得者の扶養親族になっていない方
- ⑫令和4年1月1日現在、豊能町に居住していないが、町内に事務所、事業所または別荘などを所有している方

## ●申告が不要な人…①令和3年分所得税の確定申告書を税務署へ提出された方

- ②1カ所だけの給与所得で勤務先から給与支払報告書の提出があった方

## ●申告書の提出…町府民税の申告書に前年中(令和3年1月1日～令和3年12月31日)の収入や控除などを記載し、所得が計算できる収入明細や帳簿、健康保険料や生命保険料の証明書など必要書類を添えて、税務課(または吉川支所)へ提出してください。申告書が必要な方は、税務課までご連絡ください。

### ※新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、郵送での提出にご協力をお願いします。

※申告の必要な方が申告書を提出しなかったときは所得の内容照会や調査を行うなど、お手数をかけることになります。また、各種申請に必要な税務証明書の発行もできませんのでご注意ください。

#### ・マイナンバー

申告書の提出には、マイナンバーの記載が必要です。また、申告書を提出する際は、本人確認書類の提示または写しの添付が必要です。

#### ・医療費控除の明細書

医療費控除を受ける際には、領収書の提出が不要となり、代わりに「医療費控除の明細書」または「セルフメディケーション税制の明細書」の添付が必要となりましたので、あらかじめ明細書をご自身で作成してご持参ください。また、セルフメディケーション税制の適用を受ける場合は、前年中の受診について記載のある健康診断などの「結果通知書」(写し可)などもご持参ください。

**受付日時**=2月14日(月)～3月15日(火) 午前9時～午後5時 (土・日曜、祝日を除く)

新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、窓口での「3密」を避ける対策として吉川支所の受付につきまして、下記のとおり地区別の集中受付期間を設定させていただきます。感染拡大の防止にご理解・ご協力をお願いします。

○ときわ台・東ときわ台・吉川地区…2月14日(月)～18日(金)【23日(水・祝)は除く】

○光風台・新光風台地区…2月21日(月)～25日(金)

○全地区…2月28日(月)～3月15日(火)

※ただし、2月20日(日)および27日(日)は、各日の3日前までに税務課へ予約をしていただいた方を対象に、役場1階税務課にて町府民税の申告書の受付を行います。(事前予約がない場合は窓口を設置しませんのでご注意ください。)

**受付場所**=豊能町役場税務課・吉川支所および郵送による受付も行います。

※混雑状況に応じて、整理券を交付させていただく場合があります。

※ご来庁される際は、マスクの着用をお願いします。

**問=税務課 ☎739-3417**

## 豊能税務署からのお知らせ

### <パソコン・スマホから確定申告ができます>

令和3年分の所得税および復興特別所得税、贈与税の申告・納期限は3月15日（火）、消費税および地方消費税の申告・納期限は3月31日（木）です。

所得税および復興特別所得税の確定申告には、ご自宅のパソコンやスマホから簡単に申告書が作成できる国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」をぜひご利用ください。

なお、ID・パスワードを取得されている方は、マイナンバーカードやICカードリーダライタをお持ちでなくてもご自宅などでe-Taxで送信して提出ができます。

詳しくは国税庁ホームページをご覧ください。

確定申告書等作成  
コーナーはこちら



### <申告書作成会場のご案内>

#### 《豊能税務署で申告書の作成・相談を希望される方へのご案内》

豊能税務署での申告書作成会場の開設期間は、2月16日（水）から3月15日（火）です。

（土・日・祝日は開設しておりませんが、2月20日（日）および27日（日）に限り、申告書作成会場を開設しております。）

#### 《地区相談会場のご案内》

**時**=2月8日（火）、9日（水）午前9時30分～午後3時

**所**=ユーベルホール

※相続税、贈与税、土地・建物・株式等の譲渡所得、住宅借入金等特別控除の相談は行っていません。

※開設初日は、大変混雑します。

※昼休みの時間帯は、少人数の人員で対応しています。

※ユーベルホールでは、電話によるお問い合わせはお受けしていません。

※各会場での滞在時間短縮のため、自宅での事前準備をお願いします。

（例1） 医療費控除の明細書の作成・集計（領収書はご自宅で保存してください）

（例2） 配当金関係書類の集計

（例3） 収支内訳書・青色申告決算書の作成

#### 《会場での感染症対策にご協力ください》

①会場への入場には「入場整理券」が必要です。配付状況に応じて早めに相談受付を終了する場合があります。

②会場にお越しの際には、マスクの着用をお願いします（マスクを着用されていない場合、入場をお断りする場合があります）。

③会場入口では検温を実施し、体調不良の場合は入場をお断りします。

④会場内に筆記用具は用意していませんので、ボールペンや計算器具などをご持参ください。

**問**=豊能税務署 ☎751-2441

## 令和3年 国民健康保険料・後期高齢者医療保険料・介護保険料の納付済通知書を1月下旬に送付しています

令和3年中に納付された国民健康保険料・後期高齢者医療保険料・介護保険料の納付額を確認いただける納付済通知書を1月下旬に送付しています。（※記載されているのは納付書・口座振替で納付いただいた普通徴収分のみです。）確定申告・町民税申告などの社会保険料控除の確認にご使用いただけます。

※特別徴収（年金から天引き）分は記載されていません。また、役場本庁・吉川支所の窓口におきましても納付済通知書の発行は行いませんので、年金支払機関から送付される源泉徴収票をご確認ください。

**問**=国民健康保険料・後期高齢者医療保険料…保険課（国保）☎739-3422

介護保険料……………保険課（介護）☎739-3421

## 案内一般

### 町議会 12月定例会議 (12月6日～17日)

田長が提出し、議決等された案件および主な内容は次のとおりです。

#### ○豊能町教育委員会委員の任命につき 同意を求めることについて

教育委員会委員の任期満了に伴い同委員の任命に際し、議会の同意を求めるものです。

坂口 敏子(豊能町希望ヶ丘)

#### ○豊能町税条例改正の件

地方税法の改正に伴い、個人住民税の寄付金税額控除の控除対象の見直し、医療費控除の特例の適用期限延長および均等割、所得割非課税限度額の算定における扶養親族の範囲の見直しを行つものです。

#### ○豊能町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例改正の件

デジタル化の推進に伴い、特定教育・保育施設等の業務負担軽減等を図る観点から、当該事業者等における書面等の作成、保存等について、電磁的方法による対応も可能である旨を規定するなど所要の改正を行つものであります。

#### ○豊能町個別排水処理施設設置及び管理制度改正の件

下水道計画区域外の既存住宅等における浄化槽が対象であることを明確化するため、所要の改正を行うものです。

#### ○豊能町国民健康保険条例改正の件

国民健康保険法等の改正に伴い、令和4年度から世帯の被保険者に未就学児がいる場合において、当該世帯の世帯主に對して賦課する国民健康保険料被保険者均等割額の1割を軽減する措置を講じるなど所要の改正を行つものであります。

#### ○豊能町都市計画下水道事業受益者負担に関する条例改正の件

下水道が普及し、普及促進の役割を終えたことから、受益者負担金における前納報奨金制度を廃止するなど所要の改正を行つものであります。

#### ○指定管理者の指定について

次の施設について、指定管理者を指定するものです。

#### ○施設名 豊能町立スポーツセンター

・施設名 豊能町立スポーツセンター  
シートス  
・指定管理者 TAC・日本管財共同  
事業体

(代表団体) 東京都中野区中野二丁目  
14番16号 株式会社東京アスレティック  
クラブ 代表取締役 正村 宏人

(構成団体) 兵庫県西宮市六湛寺町の  
番16号 日本管財株式会社

・指定期間 令和4年4月1日から令  
代表取締役 福田 慎太郎

・指定期間 令和4年4月1日から令

和00年の3月31日まで  
○豊能町農地及び農業用施設災害復旧事業の施行について

令和3年03月13日および同月14日の豪雨による被災した農地および農業用施設の応急工事計画について、議会の議決を求めるものであります。

#### ○令和3年度豊能町国民健康保険特別会計事業勘定補正予算(第2回)の件

既定の歳入歳出予算の総額に100,100万円を増額し、予算の総額を28億円とします。

歳出の主な内容は、一般被保険者療養給付および一般被保険者高額療養費給付にかかる費用で当初予算を上回る見込みであるため、増額するものであります。

#### ○令和3年度豊能町国民健康保険特別会計診療所施設勘定補正予算(第3回)の件

既定の歳入歳出予算の総額に4331万円を増額し、予算の総額を1億1,650万円とするものであります。

#### ○令和3年度豊能町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1回)の件

既定の歳入歳出予算の総額に83万円を増額し、予算の総額を1億80,000万円とするものであります。

#### ○令和3年度豊能町介護保険特別会計補正予算(第2回)の件

既定の歳入歳出予算の総額に35万円を増額し、予算の総額を1億50,000万円とするものであります。

#### ○令和3年度豊能町介護保険特別会計補正予算(第3回)の件

既定の歳入歳出予算の総額に20,000万円を増額し、予算の総額を24億

4,316万2千円とするものです。

歳出の主な内容は、前年度介護保険料余剰分の基金への積立金です。

#### ○令和3年度豊能町下水道事業特別会

##### 計補正予算(第1回)の件

既定の歳入歳出予算の総額に84万円を増額し、予算の総額を4億0,184万5千円とするものです。

歳出の内容は、人事異動に伴う入件費です。

##### ○動産の取得について

町職員が事務用に使用する行政系パソコン端末等の取得契約を締結するものです。

・取得する動産 イントラネット用パソコン端末等 一式

・契約金額 27,8000,000円

・契約の相手方

大阪市中央区備後町二丁目6番8号

扶桑電通株式会社 関西支店

執行役員支店長 北 拓児

・契約の方法 指名競争入札

#### ○令和3年度豊能町一般会計補正予算

##### (第5回)の件

既定の歳入歳出予算の総額に1億7,300万2千円を増額し、予算の総額を84億6,096万8千円とするものです。

歳出の主な内容は、子育て世帯臨時特別給付金給付事業にかかる経費です。

問  
II 総務課 ☎ 739-3415

# 人生100年俱楽部 安心できる 暮らしのセミナー

人生100年時代。備えて安心！  
後見制度について、わかりやすく  
お話していただきます。  
シニアの皆さまはもちろん、  
ご家族の皆さまのこれからに  
役立つ知識をお教えします。

日 時：2月13日（日）  
午後2時～4時  
参加費：無料 定 員：100名

※ご来場の際はマスクの着用をお願いします。

お申込みはこもれび相談室へ



特定非営利活動法人

こもれび相談室

06-6121-6670

m-matuda@matuda-office.com <https://komorebi-npo.net/>



HPはこちらから

事業実施に関するお問い合わせはこちらへ  
保険課 739-3422

場所 西公民館 大会議室



講師  
関西学院司法研究科教授  
弁護士 池田直樹 先生



##### プロフィール

東京大学法学部卒業  
ミシガンロースクール卒業  
あすなろ法律事務所  
特定非営利活動法人  
こもれび相談室顧問

## 農のふるさと協力隊、隊員募集

農のふるさと協力隊は、豊能町高山地区の棚田の美しい景観を守るために活動を続けているボランティア団体です。

今から10年前、棚田の景観を守るために高山の棚田を借り受け活動を始めた。以来、棚田の景観を守りながら、四季折々の野菜作りを楽しんでいる仲間です。棚田の景観を守り、野菜づくりに興味のある方、奮ってご参加ください。

**活動日** = 月4回（毎月第1・第3水曜日、第2・第4日曜日）

**活動時間** = 午前の時～正午（雨天中止）

**問** = 農林商工課 ☎ 7309-3424

## 第22回大阪府障がい者スポーツ大会参加者募集

この大会は、開催を通じて障害者スポーツの競技性を高めるとともに、障害者一人ひとりの競技力の向上を図ることを目的に、大阪府内の競技スポーツの祭典として開催するものです。また、第22回全国障害者スポーツ大会に出場する選手の選考会を兼ねています。

### 競技種目および日時（予定）

陸上競技	5月8日(日)
水泳	5月14日(土)
アーチェリー	5月15日(日)
ボウリング	5月21日(土)
フライングディスク	5月22日(日)
卓球・SITT	5月28日(土)

## 広報誌広告 募集中！

**掲載場所** = 広報とよの紙面のうち、町が指定する場所  
**規格等** = 小枠：縦58mm×横90mm…5,000円／月  
 大枠：縦58mm×横187mm…10,000円／月  
**提出書類** = 豊能町ホームページ掲載の「豊能町広報刊行物広告掲載申込書」および広告原稿案  
**提出方法** = 郵送またはメールでご提出ください。  
 ※詳しくは、豊能町ホームページに掲載の「広報とよの広告掲載について」をご参照ください。  
 ※枠数に限りがあるため、予告なく受付けを終了する場合がありますので、あらかじめご了承ください。  
**問** = 秘書人事課 ☎ 739-3413



※コロナウィルスの関係で予定が変更となる場合があります。

ボツチャ 5月29日(日)  
**所** = 万博記念競技場他府内各所  
**申** = 吉川支所内福祉相談支援室または福祉課へ参加申込書を提出してください。参加申込書は吉川支所内福祉相談支援室、福祉課、保健福祉センターに設置しています。  
**問** = 福祉課 福祉相談支援室 ☎ 7380-7770  
**館日** = 5月8日(火)～5月11日(金)必着  
 大阪府立障がい者交流促進センター（ファインプラザ大阪内）

## 個人番号カード(マイナンバーカード)の休日受け取りを実施しています。【予約制】

**受取日時** = 2月13日(日)午前9時から正午まで \*予約制になっています。

予約の人数により、受け取りの時間を短縮することができます。ご了承ください。

**受取場所** = 役場本庁 住民人権課（豊能町余野414番地の1）

\*「交付通知書」に記載してある交付場所が【吉川支所】の場合も休日の受け取りは【住民人権課】になります。

**予約方法** = 2月8日(火)午後5時までに、住民人権課までご予約ください。(先着順)

\*予約が埋まり次第、受付を終了しますのでご了承ください。

**受取時に必要なもの** = 交付通知書・通知カード（お持ちの方のみ）・住民基本台帳カード（お持ちの方のみ）・交付済みの個人番号カード（お持ちの方のみ）・本人確認の書類（交付通知書でご確認ください。）

**3月以降の日程** = 広報とよの3月号およびホームページでお知らせします。 **問** = 住民人権課 ☎ 739-3418

## 大阪府池田保健所2月の事業

**問** = 大阪府池田保健所 ☎ 751-2990

### ► こころの健康相談（事前予約制）

日程など詳細はお問い合わせください。

### ► 水質検査・検便

**時** = 2月8日(火) 15日(火)

午前9時30分～11時30分

※あらかじめ検査容器などを取りに来てください。

**￥** = 有料

※新型コロナウィルス感染拡大防止のため、

骨髓バンクドナー登録、

HIV/エイズ・梅毒（血液）、

クラミジア（尿）検査の一部を当分の間休止させていただきます。

B・C型肝炎ウイルス検査は休止中です。

詳しくは、お問い合わせください。

## 知って得する!!

## 健康〇×クイズ

【問1】昼寝は健康に悪い。〇か×か?

【答え】×

昼寝をすると脳が休まり、その後の家事や勉強などの効率があります。昼寝をするなら、約30分が目安です。



【問2】ヨーグルトは食後に食べる方が腸に良い。〇か×か?

【答え】〇 胃に何も入っていない時にヨーグルトを食べると乳酸菌は胃酸にやられてしまいます。



逆に食後すぐにヨーグルトを食べると乳酸菌は胃酸にやられずに生きたまま腸に届き、便秘も解消してくれます。

【問3】タバコを吸い続けると肌が黒くなる。〇か×か?

【答え】〇 1本吸うだけで、皮膚を白くする血液中のビタミンCが25%も減少してしまいます。

そのため、吸い続けると肌が黒くなりシワが増える原因にもなります。



【問4】コーヒーを飲むと口臭予防になる。〇か×か?

【答え】× コーヒーに含まれているカフェインには利尿作用があるので、体内から水分が奪われ、口が渇きやすくなります。口が渇いて乾燥すると、口臭が悪化してしまいます。

口臭予防になるとされている飲み物は、牛乳や緑茶です。

【問5】寝る2時間前に夕食を食べると体に負担はかからない。〇か×か?

【答え】× 夕食を吃るのは寝る4時間前が理想です。

なぜなら、食べたものが完全に消化吸收を終えるのに4時間はかかるとされているからです。



あなたは5問中、いくつ正解できますか?  
答えを参考にしていただき、  
まだ続く寒い日々と一緒に  
乗り切りましょう!



問=健康増進課（保健福祉センター内）☎738-3813

ワンポイント  
アドバイス

## 子どもの「おやつ」について考えてみよう!!

★子どもにとって「おやつ」は食事の一部です!!

身体がグングン成長する子どもは毎日たくさんの栄養を摂取しなければなりません。しかし、幼児期～小学生低学年の時期には、まだ十分な量が食べられなかつたり、食べムラが多い子どももいたり、朝・昼・夜の3食だけでは必要な栄養を摂取しきれません。おやつはその不足分を補うための「補食」と考えましょう。おやつには食事だけでは不足しがちな栄養素を含んだ食品を取り入れましょう。

おススメのおやつは…

牛乳、ヨーグルト、チーズ → カルシウム  
りんご、みかんなどの果物 → 食物繊維や水分  
鮭おにぎり、卵サンドなど → たんぱく質やエネルギー  
ほうれん草（レーズン）入りホットケーキなど → 鉄分

おやつにピッタリの時間は午後3時



おやつの量は食事に影響のない量（100 kcal程度）  
おやつタイムも親子でいっしょにお楽しみタイム！

★豊能町公式ホームページ内「健康づくり」にて、  
おやつ作りにピッタリの簡単料理動画をご覗聴いただけます。

おやつにおすすめの動画は…

- (3) カップケーキ
- (5) さば缶ふりかけ
- (9) お麩スナック
- (10) スコーン風ドーナツ
- (11) フローズンヨーグルト
- (17) ヤーコンゼリー



&lt;&lt;動画一挙公開&gt;&gt;のページが見られます

地域ではぐくもう  
子どもは豊能のたからもの豊能町子育て世代包括支援センター はぐくむ  
18歳までの子育て相談

✉ haguhagu@town.toyono.osaka.jp

☎ 737-8036

豊能町立保健福祉センター内

